

公文書館だより

第18号 平成16年3月31日



明治4年3月「公務控」(11430)

三月廿八日
 弁官 江権大参事 中川勝俊 大属 山本
 安分を以 指出候 書面 吉通 并 演説書
 吉通 左之 通
 一 昨年 各藩 版籍 奉還 之上 更ニ 二府 藩県 一
 致 之大 綱を 被 挙置 目 追々 御 施行 二 相成
 候 二 付 而 八 旧 藩
 朝 旨を 遵 奉 御 趣 意 貫 徹 仕 謂

明治の県庁火災と公文書

当館が所蔵する戦前の秋田県庁文書群は、明治期に一度火災に遭った。明治五年（一八七二）三月、秋田県が隣県等を統合し新たに開庁した際、県庁舎は旧久保田城内に置かれた。同年十月には、県庁舎は東根小屋町の旧藩校・明德館の建物に移転している。

明治六年八月十四日夜、移転した県庁舎から出火し建物が全焼、その際、四年以前の旧秋田藩引継ぎ文書ほか秋田県開庁以来の文書の大部分が烏有に帰している。

しかし、火災の折、幸いにも県職員の手で一部の簿冊が書庫から運び出されている。「鎮将府日誌」、「太政官日誌」等の政府公報、「御布告控」、「御達書写」等の政府令達の控、旧秋田藩の「公務控」、秋田県の「管内布達控」など何れも施政上の心臓部となる重要記録である。これらが残ったお陰で、明治初年以降の行政の動きをおおまかに知ることができる。

運び出す時に既に書庫へ火が回っていたらしく、右記簿冊の数冊には焼け焦げた痕跡が見られる。写真は明治四年三月の「公務控」（本紙第十四号参照）であるが、左下部分の焼け焦げが生々しい。裏打ち補修は明治期に行われた可能性が予想される。

（公文書班 柴田知彰）

資料 紹介

「秋田県統計書」について

「秋田県統計書」は府県統計書として、明治十六年分より昭和十五年分まで全五八回刊行された。府県統計書は各府県の年間統計を収録したもので、「日本帝国統計年鑑」の府県版とも言える。「日本帝国統計年鑑」は全ての府県データを収録していない年も有るが、府県統計書の方が当時の社会・経済・財政・教育などの数字をより詳細に記録している。その意味で、「秋田県統計書」は秋田の近代史を調査する上での基礎的な数字データを記録した史料と言える。

各府県では、全国的に明治五、六年頃より「県一覽表」、「県治一覽表」などの名称で統計が作成された。が、府県により記載内容と体裁は必ずしも一定でなかった。貴重文書書庫の岡文庫には、明治十二年分の「秋田県一覽」が含まれている（A岡608）。十三年九月の刊行で、体裁は折本である。十五年以前の

秋田県の統計は十二年分のみ残るが、他の年にも作成された可能性が高い。

明治九年十月二十三日の大蔵省乙第八七号達で府県統計の様式統一が図られたが、統計収集の権限をめぐる各省間の対立から翌年一月十二日に取り消された。内務省による権限獲得後、十五年一月二十日に「内務省統計課処務規程」が整備され、十七年九月三日の内務省乙第八七号達「府県統計書様式統一二関スル件」で全国的な統一が行われた。乙第八七号達の別冊には、二四綱一八四目

と各綱目ごとの統計様式が示されている。これ以降、府県統計書は綱目数が充実し、系統的に整備配列されるようになった。

明治十六年分の「秋田県統計書」は、右の内務省達に準拠し編集され十九年に刊行された。この達は十六年五月十三日に廃止されたが、その後各府県で統計書の作成が継続した。三十年代に入ると全国的に、「府県勸業年報」を廃刊し府県統計書を分冊して勸業編に統合する動きが見られた。「秋田県勸業年報」も三十五年に廃刊となり、以降「秋田県統計書」に統合されている。

秋田県では、三十七年分から「秋田県第二十二回統計書」の形で表題に通算回数が入られた。そして翌

はない。

また、明治四十一年分から学事ノ部に「学事年報」を統合し、同年報を廃刊した。さらに四十二年分の警察ノ部に「警察統計」を統合したため、三十七年分以降「警察年報」と「衛生年報」は刊行されていない。大正二年分からは、各綱の中表紙に総覧・例言・目録が掲載され、基本データを最初に一覽できる形になった。また、昭和四年分からは、「内務」が「土地、戸口及其他」に改称されている。

「秋田県統計書」は、太平洋戦争のため、昭和十五年分を十七年に刊行したのが最後となった。戦後、二十六年に「第一回秋田県統計年鑑」が後継誌として刊行された。第一回には二十四年の統計が掲載されたが、十六年以降九年間の空白部分も可能な限り収録されている。

現在、「秋田県統計書」は当館と秋田県立図書館、国立公文書館、国立国会図書館、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターほか一部の大学附属図書館等に所蔵されている。しかし、全巻を揃えて所蔵する機関は存在しない。

（公文書班 柴田 知彰）



昭和15年「秋田県第五十八回統計書」(12567)

三十八年分から、総覧・内務・学事・勸業・警察の五部に分冊された。三十九年分で内務・学事・勸業・警察・統計摘要の五部となり、四十年分から内務・学事・勸業・警察の四部に定着した。分冊後、各部の刊行年月日は必ずしも同一で

「アーカイブズで見る明治のEXPO 秋田の博覧会・共進会」をテーマに前期八月二十六日、九月十八日、後期十月二十一日、十一月九日の日程で開催した。

明治期の日本では、欧米の万国博覧会の影響を受け、明治政府が内国勸業博覧会をはじめ各種の博覧会や共進会を開催した。また、全国の府県や郡市・町村でも数多くの博覧会が開催された。今回は、当館所蔵の秋田県庁文書群の中から各種の博覧会や共進会の際に作成された簿冊群をシリーズごとに展示構成し、明治期からの県内物産に関する記録を、左の構成により多種類紹介した。

導入の「日本人と万国博覧会」では、ウィーン万博等で授賞した能代春慶塗の発注図面などを紹介し、明治政府の博覧会・共進会」では、内国勸業博覧会をはじめ米麦大豆煙草菜種共進会、水産博覧会、絵画共進会などの関連史料を展示した。明治期の県内物産として、稲庭干鰯、横手筆、角館樺細工ほかが出品されている。「東北各県の連合共進会」で

は陸羽連合共進会や奥羽六県連合物産共進会などに関する史料、「秋田県の博覧会・共進会」では秋田博覧会や産馬共進会、山林爾系共進会に関する史料を紹介した。「トピックス」では、県内で絶滅したニホンカワウソと国鱒が明治期に水産博覧会等に出品された記録が注目を集めた。後半の展示では「公文書館ってどんなところ？」をテーマに、公文書館の社会的役割と当館の業務概要を実際の作業風景の写真を交えて説明した。この展示により公文書館への理解が少しでも広がることを願うものである。



前期展示期間中の観覧者

平成十五年十一月四日（火）、市町村合併と公文書保存」のテーマで当館を会場に開催された。三十二市町村から三十七名が参加した。当日の日程は次のとおりである。

報告
「市町村合併時の公文書保存に関するアンケート」

秋田県公文書館 柴田知彰

報告
「秋田県庁の公文書保存システム公文書作成から公文書館での公開まで」

秋田県公文書館 柴田美保

報告
「市町村合併と古文書資料の保存」

秋田県立図書館 菊池保男
南外村史編纂事務局の史料保存」
南外村教育委員会 社会教育担当
佐々木繁雄

情報交換

午前は、当館職員が六月に行ったアンケートの結果報告と県公文書の引継から公開までの流れを紹介し、

図書館古文書班長からは収集した古文書をどのようにして調査・活用していくかが課題であると報告された。午後は、南外村教育委員会の佐々木氏より、村史編纂に伴う史料の収集・整理についてと今後の課題等を報告して頂いた。その後、各市町村の出席者から、それぞれの自治体の現状や問題点、合併後の課題等について情報交換がなされた。

市町村合併後の公文書保存について必要性の認識はあるが、具体的取り組みはなされていないのが現状であり、今後は各自治体の文書管理規定の中で、歴史的公文書の公開を目的とした保存を行うについて貰いたい。



公文書館 平成十六年度の事業計画

- 『事業年報』第十一号の発行
- 『研究紀要』第十一号の発行
- 『公文書館だより』第十九号の発行
- 『秋田県庁文書群目録』第二集の発行
- 市町村史料保存機関連絡会議公文書の引継
- 教育委員会所管公文書の引継
- 行政資料所在調査
- 公文書の目録整備
- 行政資料の目録整備
- 公文書及び行政資料の公開冊数の追加
- 公文書及び行政資料の中性紙保存箱への収納促進
- 公文書の保存及び廃棄の選別
- 公文書の廃棄
- 県政映画の補修及び恒久保存とビデオ化
- 公文書のマイクロフィルム化

（五月十日～十五日）
（十一月十五日～二十日）

*公文書の特別整理に伴う臨時
休館

公文書館ビデオシアターの の移転について

長年ご利用していただいていたビデオシアターの機器増設のため、公文書館特別閲覧室2の隣に移転し、ビデオルームとして3つのブースに仕切られております。室内は、個人利用に適しており、親子等で視聴することも可能です。現在視聴できる番組は昭和三十年より平成十三年までの、DVD13枚・VHS287本ですが、十六年度中にすべてのVHSをDVDに変換し、ご利用者に提供する計画です。

また、今月のおすすめ番組として毎月20本を厳選し、ご利用をお待ちしております。



「秋田県庁文書群目録」 第一集の刊行

当館所蔵の秋田県庁文書群の検索では、閲覧室の年代別・内容別目録をながらく御利用頂いております。さて、利用者の資料検索の便を一層高めるため、平成十五年より「秋田県庁文書群目録」の刊行を開始いたします。

これまでの県庁組織機構および県庁文書群構造の分析成果に基づいた基本目録として作成されました。県庁文書群の組織性を重視し、課掛事業の階層構造で所蔵簿冊を配列し、参考として各期の組織機構図および課掛の職務内容を付しました。平成十五年度刊行の目録第一集には、明治十一年までの簿冊が収録されています。県庁の課掛は機構改正により変化するため、目録は改正を画期に文書群を区切って編集しました。第一集は、明治六年八月二十五日改正下・同八年六月二十二日改正下・同八年十二月二十七日改正下・同九年六月一日改正下の四期から成ります。明治十一年以降は第二集として十六年度に刊行予定です。

公文書館 利用案内

開館時間
平日
朝10時～夜8時
(11月～3月・朝10時～夜7時)
土・日曜日、祝日
朝9時～夕方5時

休館日
・月曜日
(毎月第3日曜日の翌日を除く)
・毎月第3日曜日
・特別整理期間
(館長が指定する2週間以内の期間)
・年末年始(12月28日～1月3日)

公文書館だより 第十八号
平成十六年三月三十一日発行
編集発行 秋田県公文書館
〒01-00 〇九五二
秋田市山王新町一四 三一
☎〇一八(八六六)八三〇一
印刷 太陽印刷株式会社